



箱根町記者発表資料

箱根町経営安定緊急融資の申込期限の延長について

●箱根町経営安定緊急融資の申請期限の延長

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、町では昨年3月から新型コロナウイルスによる影響を受けた事業所への町独自の融資制度を実施しています。

このたび、次のとおり申込期限の延長をしますので、お知らせします。

【内 容】

申込期限 令和3年9月30日を令和3年12月31日に延長します。

(参考) 融資制度の概要

[資金使途]

運転資金、設備資金

※同一の取扱金融機関の借換えに限り、本融資から本融資への借換えが可能です。

[融資限度額] 5,000,000円

[融資期間] 5年以内（据置6か月以内）

[融資利率] 年利1.4% [固定]

[信用保証料]

町が全額補助します（100円未満切捨）

[利子補給補助]

1回目から60回目（5年間）の支払利子を町が全額補助します（100円未満切捨）

[取扱金融機関]

さがみ信用金庫、横浜銀行、スルガ銀行

照会先

箱根町企画観光部観光課産業施設係 担当 金子

電 話 0460-85-7410

E-mail kankou@town.hakone.kanagawa.jp